

尾張旭市監査公表第28号

平成30年11月30日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

企画部秘書課健康都市推進室

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>あさピースマイルウォーキング開催業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。また、あさピースマイルウォーキング開催業務委託において、完了検査を行っていない。尾張旭市契約規則第49条により、当該請負契約についての給付の完了の確認について契約書、仕様書等の関係書類に基づき検査を行う必要がある。</p>	<p>随意契約ガイドラインに基づき事務を行います。</p>
<p>団体事業費補助金において、前金払いの理由として「内部留保が少額で補助金以外の収入では事業存続が困難なため、前払いの方法で交付する。」とあるが、前年度繰越金が多額であり、前払いの理由として適切ではない。</p>	<p>今後の補助金の支払時期については、繰越金額を確認し、適切に対応します。</p>